

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員名札はい用規程

令和8年3月30日

泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の名札のはい用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名札のはい用)

第2条 職員は、勤務時間中、別に定める名札を常にはい用しなければならない。ただし、所属長が指示したときは、この限りでない。

(名札の貸与)

第3条 名札は、職員が在職中貸与する。

(名札の更生)

第4条 名札の記載字句に変更が生じたときは、総務係において更正する。

(名札の再交付等)

第5条 名札をき損又は亡失したときは、直ちにその旨を事務局次長に届け出て、再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により再交付をしたときは、名札の実費額を徴収する。ただし、特別の事情があると認めるときは、これを免除することができる。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。